

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和6年6月定例会	
議案番号 議案名	議案第9号 財産の取得について
議員名・会派名等	日本共産党
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>日本共産党は、議会で討論もせずにHPに自らの意見を掲載するのは議会軽視であり、反対の立場です。したがって、日本共産党は、議会で討論した内容を掲載します。</p> <p>日本共産党のミール計恵です。先ほど庁舎整備に関する特別委員会委員長より報告のありました、議案第9号「財産の取得」について、会派を代表して反対の立場から討論します。</p> <p>本議案は、松戸駅東側の高台「新拠点ゾーン」の開発と一体で市が進める「市役所移転建て替え」のための、国有地取得の議案です。昨年5月の臨時議会では、この国有地の狭さや周辺環境など、多くの課題が指摘され用地取得は否決されました。</p> <p>今回市は、市役所整備について「市役所機能段階的整備案」という新たな案を提案し、課題は解決されるとして、本国有地を購入し市役所整備を進めようとしています。</p> <p>「市役所機能段階的整備案」により市役所を建設することが前提の今回の財産取得議案について、わが会派は以下8点の理由から反対します。</p> <p>まず一点目は、「移転条例」についてです。市役所を移転させる場合は、3分の2以上の賛成が必要な「移転条例」を通す必要があります。しかし市は、この間、この条例を提案しない理由を二転三転させ、「議会が移転先を市役所の事務所の位置だと考える意見が先行するなら柔軟に対応する」と先日の私の一般質問に答弁しています。つまり「議会が賛成するなら出します。」ということです。市役所を移転することに議会の合意が得られていない状況で、一部庁舎を建て、なし崩し的に移転条例を出すのは順番が違います。まずは、今最大の問題である、どこに建てるか、ということ正面から問い、市役所建替え問題を進めるべきではないでしょうか。</p> <p>次に2点目は現地建て替えを選択肢から排除している点です。この間私はライフワークのように市庁舎建て替えについて質問し、土地取</p>

得も基盤整備も不要で早く安くできる、現地建て替えを求めてきました。また議会でも議論すべきと、市庁舎建て替えに関する特別委員会の設置を求め、特別委員会が設置され、その委員となってこの問題に関わってきました。

また市民団体である「みんなで市庁舎現地建て替えを考える市民ネット」から耐震化と市庁舎建設を行う現地建て替え案などが提案されましたが、市は一貫して安全確保、駐車場確保の点から現実的でなく、現地建て替えの選択肢を持たないと答弁しています。実際に現地建て替えを行っている自治体は白井市、市川市、仙台市などいくつもあり、現地建て替えは可能です。仮庁舎の検討も含め現地建て替えを選択肢から排除することは公正なやり方ではありません。

次に3点目は、「市役所機能段階的整備案」の問題です。これは、市役所の建て替えを2段階に分け、まず第1ステップで、当該国有地を取得し、本館・新館に相当する2万㎡の庁舎を建て、第2ステップでそのあとのことは決めるというものです。そもそも移転先に2万㎡の庁舎を建てること以外は何も決まっておらず、概算費用すら示せないという点、さらに、2万㎡では足りないため、議会棟と別館は利用するという究極の分散化案であり、市民の利便性も低下します。また耐震性のない本館・新館の対応を最優先としていますが、早く建てられるわけではなく、その理由も説得力がありません。

またデリ議員の一般質問で明らかになりましたが、この案の政策決定は、総合政策会議で行われたとのことですが、内容がわかる議事録はなく、その参加者選定や検討プロセスは不透明で説明責任を果たしているとは言えません。

次に4点目は「相模台地区土地区画整理事業」の問題です。相模台地区とは新拠点ゾーンのことです。この区画整理事業の地権者は国のみなので、市が個人施行者となり、その情報は非公開です。したがって、その計画策定の経過や事業計画書そのものも確認できず、市民や議会のチェックや意見の反映がされにくいという問題があります。

また、相模台地区は駅近傍でありながら豊かなみどりを有している貴重な地域ですが、市は2種住居地域から商業地域に変更し、斜面林は伐採され、道路を拡幅し、国道6号線にも右折レーンを設置し、車の交通量が増加します。みどりとともに、公園の面積も大きく減少させ、子どもたちが遊べるスペースが減少します。環境や歩行者よりも開発、車を優先させる計画です。またそもそも市役所移転ありきで進められているという点も大きな問題です。

次に5点目は市民参加の点です。この間、私は一般質問や特別委員会などあらゆる機会を通じて、市役所建て替えについての市民参加を訴えてきましたが、市は広報での周知や説明会を行うことなく進めてきました。市役所建て替えという大事な問題が、市民不在で進められていることは問題です。

次に 6 点目は「活性化の根拠」です。市は市役所を移転させることで新拠点ゾーン周辺が活性化し、松戸のブランドを作り上げ松戸の価値を高めるとしていますが、その根拠は不明です。

次に 7 点目はシンボル軸の問題です。松戸駅から新拠点ゾーンまでの動線であるシンボル軸は、新拠点ゾーン開発にとって生命線ともいえるものです。しかしこの実現には隣接する地権者の協力が不可欠ですが、現在その交渉の進捗やシンボル軸の実現性は明らかになっていません。この間北側ゾーンのサウンディング調査に参加した全ての事業者が、北側ゾーンの開発にはシンボル軸が不可欠としています。この実現が不確実なままこの計画を進めていいのでしょうか。

次に 8 点目はこれが最大の問題ですが、市の「移転ありき」の姿勢です。当初は、土地取得を「まちづくり」のためと説明し、議会の議論も経ずに昨年 5 月 22 日の総合政策会議で「市役所用地とする」という意思決定をしていることが昨年 5 月の臨時議会での山中啓之議員の議案質疑から明らかになっています。そしてその後の 5 月 26 日の臨時議会で、市役所用地としては課題が多いとして用地取得議案は否決されました。

しかし、市は何としても移転をするために、今度は「段階的整備案」なる、とにかく土地を取得して、2 万㎡の市役所を建てる、というだけの案を提案し、市役所移転を進めようとしています。これまでの必要面積算定業務や機能検討業務、有識者会議の議論など様々な検討の積み上げはどうなるのでしょうか。

このように市民のために最善の選択をとというよりは、とにかく移転ありきの市のなりふり構わぬ姿勢には驚くばかりであり、到底納得できるものではありません。

最後にこの間の議論で、土地は必要だが市役所としてではない、という意見があります。しかし、今回は市役所用地として、とその取得理由が記載されています。したがって、この議案に賛成することは、市役所移転に賛成することと同義だと思えます。

この間、委員会での「この用途を変えることは法的に問題があるのか」との質問に市は、「信義則違反」となると答えています。罰則はないが、「信義に基づき誠実に約束を履行する」という民法第 1 条 2 項の基本原則に違反するということです。つまりそういうことはしない、ということだと思えます。

したがって、この議案に賛成することはまぎれもなく「移転に賛成すること」であり、「土地取得には賛成だが、市役所ではない」という理屈は通用しません。不便で狭い山の上への移転建て替えは将来に禍根を残す選択であり、この広い現地を生かした建て替えこそ最善の選択だということを改めて訴え、満場の皆様の賛同をお願いして会派を代表しての反対討論といたします。

--	--